



令和2年8月5日

埼玉労働局長
木塚 欽也 殿

埼玉地方最低賃金審議会
会長 佐野 勝正

埼玉県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年6月30日付け埼労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成30年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額898円）は、平成30年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の答申に当たっては、埼玉県内の中小企業・小規模事業者がおかれて
いる厳しい現状等の中での最低賃金引上げであることから、雇用の維持のための各
種の助成金等の支援が引き続ききめ細やかに実施されることが必要である。

最低賃金については引上げを目指すことが社会的に求められていることを踏まえ、
生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備のための支援
を一層充実するよう希望する。

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額
1時間928円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年10月1日

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 898円
- (3) 発効日 平成30年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成30年度
- (3) 生活保護水準（平成30年度）
生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（112,590円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$898 \text{円 (埼玉県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.818 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 127,667 \text{円}$$